

岐阜県長良川スポーツプラザ利用料金減免に関する取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成5年岐阜県条例第15号）第8条第4項に基づき、岐阜県長良川スポーツプラザの利用料金減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第2条 減免の基準は、別表のとおりとする。

(減免の手続き)

第3条 利用料金の減免を受けようとする者は、岐阜県長良川スポーツプラザ条例施行規則に定める様式により申請するものとする。

2 前項による申請が別表の各区分に該当する場合は、指定管理者は利用料金の減免を承認するものとする。

附 則

この要領は、平成24年7月17日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。